

【論 説】

象徴貨幣の論理について

竹 内 晴 夫

目 次

- I はじめに
- II マルクスの商品貨幣論とその問題点
- III 象徴貨幣の論理
 - 1 磨滅鑄貨流通の論理
 - 2 いわゆる紙幣流通の独自の法則
- IV 小括

I はじめに

いわゆる象徴貨幣の学説は古くから存在していると思われるが、近年、多様な展開をみせている。たとえば、ポランニーの象徴貨幣論⁽¹⁾は、古代の共同体などで互酬や贈与などの形で行き来する物品に着目して、近代貨幣に比べて機能の幅は狭いが、同様に貨幣であるとみなしている。彼は、そうして析出された「貨幣」を、言語や記号と同様に人間社会の象徴とみなし、今日の貨幣の性格に一定の意味を付与するとともに、市場貨幣の相対化を試みているのである。これに対して、貨幣の購買力の根拠を人々の幻想や「皆が貨幣とみなすから貨幣である」という循環論法的な無根拠貨幣論⁽²⁾も象徴貨幣論に含められよう。この学説は、市場経済がうまくいっているときに、人々が銀行券を無意識に受け取っているという心理的な側面をとらえたものとして一面の「真理」を含んでいるかもしれないが、いかにも奇妙である。このような論理的な循環論証は、けっしてわれわれを納得させるものではないが、しかし、これを避けることは案外簡単ではないように思われる。周知のように、メンガーとともに商品貨幣

象徴貨幣の論理について(竹内)

論を唱えたマルクスの貨幣論は、その価値形態論によって古典派の難点を克服し商品貨幣論を完成したといつてよいが、そのマルクスの貨幣論の一部にも貨幣の象徴化の論理が混在し、そこから象徴貨幣論が展開されている。マルクスはリカードウらの貨幣数量説を批判したのであるが、しかし、当のマルクスの、労働価値説を前提にした等価交換の論理そのものが、一面では批判の対象と重なり、またある意味で循環する論理を展開しているようにもみえる。また、そうした論理的な難点を補うために、権力貨幣論も展開されている。労働という実体をもった商品どうしの交換から出発した貨幣論が、一面ではそれをまったくもたない象徴に転化するという逆の結論に達したのである。

以下では、マルクスの象徴貨幣論の論理をたどり、その展開の問題点を追求していきたい。マルクス貨幣論のなかで、価値形態論において筆者が評価したい論理と象徴化の論理を解きほぐして、後者の問題点を浮き彫りにするとともに、貨幣性の実質的根拠について再考察したいと思うのである。

Ⅱ マルクスの商品貨幣論とその問題点

マルクスの貨幣論は、いうまでもなく商品貨幣論である。マルクスは、古典派的な生産物の交換を媒介する単なる便宜手段という規定を超えて、二商品の交換関係から説き起こして、必然的に一つの商品が貨幣となるといういわゆる価値形態論を展開したのである。ここでは、価値形態論の詳細には触れえないが、後の議論のために二つの点に注目しておこう。

まず第一に問題となるのは、貨幣の「直接的交換可能性」を説明する論理である。「簡単な価値形態」での二つの商品の交換関係では、一方の商品所有者が自分の商品の価値を他方の商品の使用価値量で表現すると、逆に交換（実現）そのもののイニシアティブは表現された商品側に移される。表現された商品が「直接的交換可能性」をもつのである。ただ、この「直接的交換可能性」の獲得は、どの商品にもチャンスがあり、一般的なものではない。この「直接的交換可能性」をもつ商品がどのようにして一つの商品に集中するのかを明ら

かにするのが、第二の段階である。すなわち、「拡大された価値形態」から「一般的価値形態」において、ある商品が共通に他の商品（厳密に言えば商品所有者）から価値表現の対象として選ばれることによって、一つの商品が一般的な「直接的交換可能性」を獲得するのである。「貨幣形態」では、この一般的な価値形態にふさわしい自然的性質ないし社会的条件をそなえたものが金商品であることを証明するだけである。こうして、マルクスは、商品交換関係から貨幣の生成を説明する価値形態論によって商品貨幣論を完成させたわけであり、このことがマルクスの経済学を学説史上輝かしい地位につかせている大きな要因にちがいない。

もっとも、このマルクスの価値形態論には、すでに批判されているようにいくつか問題を残している。⁽³⁾ そのうちここでの議論にとって重要な問題点をあげるとすれば、次の点であろう。すなわち、マルクスは、「単純な価値形態」の分析で、価値を表現する「相対的価値形態」の側と表現される「等価形態」の側とは、互いに排除する形態であるとし、そのことが逆に実現にあたっては、前者を非「直接的交換可能性」の形態に、後者を「直接的交換可能性」の形態に固定するという意味で、先述のように価値形態論のもっとも重要な論点の一つを明らかにしたと思われるが、「拡大された価値形態」から「一般的価値形態」への移行において、マルクスは、上の「相対的価値形態」の商品と「等価形態」にある商品をあっさり転倒している。つまり両極の排除性こそが重要な論点であると思われたのに、等式の左辺と右辺を逆にしても同じ意味であるとし、一つの商品に価値表現を集中させて「一般的価値形態」の商品を導くのである。その間の説明をマルクスは与えていないのであるが、価値形態論の前にいわゆる労働価値説を論じていることから、価値の実体規定を前提として価値形態を論述していったとも考えられる。そもそも、価値表現の式は等式となっており、必ずしも「両極の排除性」を徹底して主張しているわけではなかった。マルクスの頭の中では、等労働量交換というのが前提条件になっていたのかもしれない。しかし、貨幣の一般的購買力を説明するのに、労働価値説を前提とした等価交換の想定は必要でないばかりか、商品貨幣の生成を論証するにあた

象徴貨幣の論理について(竹内)

って重要な問題を残すことになったと思われる。その点は以下の検討で追々明らかにしていくつもりであるが、商品貨幣の論理的導出にとって重要なことは、上に述べた二つの論点にみられるように、商品価値が他の商品の使用価値量で表現されるということであり、一般的な貨幣性はその表現がある商品に集中するということである。つまり、この特定の商品の使用価値量での価値表現の集中が、逆に特定の商品が一般的購買力という意味での「貨幣性」を獲得することを示した点をもっとも評価したいと思うのである。もっとも、第四の貨幣形態において、この商品の素材が金に集中することは、必ずしもそれまでと同様の論理で説明できるものではなく、金の自然的性質および歴史的条件というものが介在しなければならない。そのことは市場の論理だけで金が一般的購買力になることを導出できないことを意味するが、その点は問題を指摘するにとどめよう。ともかく、二商品の交換関係から説き起こして貨幣と商品の交換となる市場機構を明らかにしたことが価値形態論の重要な意義とみなされるのである。これにたいして、価値形態論での労働価値説にもとづく等価交換論は、かえって商品貨幣論の展開およびその徹底において難点をもたらしたのではないかというのが筆者の問題意識である。

こうした価値形態論の展開を前提とする第3章の貨幣論では、「価値尺度」、「流通手段」、「貨幣」の諸節に分かれ、貨幣のそれぞれの機能が説明されるのであるが、上述のように、形態規定と労働価値説および等価交換という「理想的平均」像とが交錯して理解しにくい規定内容になっている。たとえば、第一の「価値尺度」の規定では、金は商品世界に「価値表現の材料を提供すること、または、諸商品価値を同名の大きさ、すなわち質的に同じで量的に比較の可能な大きさとして表わすことにある」(K., I., S.109, 訳〔1〕171頁)とされている。「価値表現の材料を提供する」という点では、価値形態論で論じられた内容を貨幣論的に規定しなおすとともに、金での価値表現がいわば計算貨幣的な機能をはたすことをいっているようであり、その点は理解できないことではない。ところが、他面で、「価値尺度としての貨幣は、諸商品の内在的な価値尺度の、すなわち労働時間の、必然的な現象形態である」と述べており、商品価

値が対象化された労働に基づいているから、独自の一商品での計算が可能になるというのである。しかし、価値形態論では、貨幣は一般的な「直接的交換可能性」という形態規定を与えられたのであり、したがって、貨幣の第一の機能は、個別的に貨幣の側から商品を購入するという機能であろう。そしてまた、この貨幣の購買機能は、さしあたり労働量に関連づけなくても規定することができるのではなかろうか。また、このような貨幣による購買によって商品の交換性を尺度するにしても、直接に労働量を尺度するわけではないであろう。価値と価格の偏差についてはマルクスも多分に意識しているところであるが、「尺度」する「価値」の内容について、また「尺度」することの意味についても、問題を残したといえよう。このような価値尺度論に続いて流通手段論が展開されるのであるが、そこではマルクスの象徴貨幣論につながる重要な視点が提示される。

マルクスは、貨幣の流通手段としての機能を社会的物質代謝を媒介する点に求めている。先述のように、価値形態論での形態規定を受けた、個々の交換での貨幣の購買機能というのが貨幣の重要な機能であると思われるが、マルクスは、「交換過程が諸商品を、それらが非使用価値であるところの手から、それらが使用価値であるところの手に移す」(K., I, S.120, 訳〔1〕188頁)、または「ある有用な労働様式の生産物が、他の有用な労働様式の生産物と入れ替わるのである」という「社会的物質代謝」の観点から、流通手段の規定を与えている。つまりこの場合、 G (貨幣) は W (商品) - W (商品) を媒介するところをとって規定されているのである。

「……全過程は、ただ彼の労働生産物と他人の労働生産物との交換と、つまり生産物交換を媒介しているだけである。/商品-貨幣-商品 $W-G-W$ その素材的内容からみれば、この運動は $W-W$ 、商品と商品との交換であり、社会的労働の物質代謝であって、その結果では過程そのものは消えてしまっている。」(K., I, S.120, 訳〔1〕191頁)

もっともマルクスも、このようにいわば等価交換を前提しているかのような議論とは異なる文脈で、両極の排除性を非常に意識した叙述を与えている箇所

象徴貨幣の論理について(竹内)

がある。たとえば、上の文章のすぐ後で、 $W-G$ の商品体から金体への飛び移りの困難性をいわゆる商品の「命がけの飛躍」と表現したり、この商品流通の項の総括のところでは、売りと買いの分離ないし対立性を「恐慌の可能性」として論じているのである。しかしマルクスは、「正常な進行を前提」するため、「商品の価格は、その商品に対象化されている社会的労働の量の貨幣名でしかない」(K., I, S.121, 訳〔1〕193頁)として、個々の $G-W$ のもつ意味を、すなわち一回一回の交換で行われる価値形態の回り道である他の商品の使用価値の一定量での表現ということと、その結果として獲得される貨幣の側のイニシアティブを軽視することになっているといえよう。つまり、貨幣による商品の購買という形態を通じて行なわれる交換当事者の個々の交換が論理展開の動力であり、その個々の交換の社会的結果として、 W と W の交換を媒介したことになるという流通手段機能が、あたかもそれ自体で独立して与えられるかのように論じられたのである。この規定の延長上にあるのが、マルクスの象徴貨幣の規定であると思われる。

Ⅲ 象徴貨幣の論理⁽⁴⁾

1 磨滅鑄貨流通の論理

マルクスは、『資本論』第1巻第3章第2節「流通手段」の「c 鑄貨 価値章標」において、まず象徴貨幣の論理を磨滅した金鑄貨が流通するという「現実」から引き出している。たとえば、次のような「現実」を例にあげている。

「……流通している金鑄貨は、あるものはより多く、あるものはより少なく磨滅する。金の称号と金の実体とが、名目純分と実質純分とが、その分離過程を開始する。同名の金鑄貨でも、重量が違うために、価値の違うものになる。流通手段としての金は価格の度量標準としての金から離れ、したがってまた、それによって価格を実現される諸商品の現実の等価物ではなくなる。18世紀までの中世および近世の鑄貨史は、このような混乱の歴史をなしている。鑄貨の金存在を金仮象に転化させるという、すなわち鑄貨をその公称金属純分の象徴

に転化させるといふ、流通過程の自然発生的な傾向は、金属喪失が一個の金貨を通用不能にし廃貨とするその程度についての最も近代的な法律によって承認されているところである。」(K., I, S.139, 訳〔1〕221頁)

この「流通過程の自然発生的な傾向」から、さらに次のような論理を展開している。

「貨幣流通そのものが鑄貨の実質純分を名目純分から分離し、その金属定在をその機能的定在から分離するとすれば、貨幣流通は、金属貨幣がその鑄貨機能では他の材料からなりたっている章標または象徴によって置き換えられるという可能性を、潜在的に含んでいる。」(K., I, S.140, 訳〔1〕222頁)

金鑄貨は、いうまでもなく流通しているうちに磨滅していく。そして、その磨滅鑄貨が名目純分を表わす額面のままで流通し続けるというのは、実際にみられることであろう。磨滅鑄貨を実質的な金量が減少したものとして確認するにも時間やコストがかかるのであり、その点で厳密に純度と重量を満たす鑄貨というのは少ないであろう。金の純分ないし重量を秤量するのにコストがかかり、その部分に誤差があるかぎり、磨滅鑄貨も流通するといえるかもしれない。実際上は制度的に一定の磨滅範囲(最軽量目)を決めて、国家などの機関がその鑄貨の通用を保証したり、最軽量目を割った鑄貨を完全な鑄貨と交換すれば、鑄貨制度は安定するかもしれない。このように国家が磨滅鑄貨を完全な鑄貨に交換する制度では、国家が鑄貨の磨滅部分を補填していることになり、その部分が財政の負担になるわけである。しかし、そのさいでも、単に国家が磨滅鑄貨の流通を保証しているから、その流通性が保持されるわけではない。実際に磨滅を補填するという国家の行為によって、鑄貨の流通性がまもられるのである。それでも、現実において一定量の磨滅鑄貨が額面どおり流通するのは事実であろうが、論理的には磨滅鑄貨がそのまま流通するとみなすことはできない。個々の経済主体が市場論理的な活動をするときならば——少なくともあえて商品交換において損失を避けると考えてもよいが——仮に磨滅鑄貨を受け取るとしても、その金鑄貨が名目純分を満たしていない程度が大きければ大きい(と予想される)ほど、手もとに保持することを避け、できるだけ速く手放そ

象徴貨幣の論理について(竹内)

うとするであろう。磨滅鑄貨の額面での流通にたいしては、実質的な金量を求めるという、鑄貨の受取人としての個々の流通当事者の行動が制限を与えるのである。そしてまた、逆に磨滅鑄貨が流通するのを見て、積極的に金鑄貨の一部を削り取って流通させようとする経済主体の行動も一部にみられるであろうし、磨滅鑄貨の受取を拒否する行動も出てくるであろう。マルクス自身、先の引用文の後半で指摘しているように、現実の鑄貨史が混乱の歴史をなしているというのは、実質純分を離れた磨滅鑄貨がそのまま流通し続けなかったことをかえって証明する。商人たちの鑄貨の不法な削り取りだけでなく、為政者自身が意識的に金の一部を削り取る悪鑄を繰り返し、そのつど混乱を起こして失敗したというのが現実の歴史の展開なのである。もっとも、ごく短期間をとれば、この悪鑄された鑄貨も（最軽量目をわたった場合でも）一部は額面通りに流通することもあろうが、問題は、商品経済の論理を展開するにあたってどちらの側面を重視するかである。少なくとも、現実にたいする第1次接近としての原理論においては、流通当事者が商品交換において利益を最大化する方向で行動するとみななければならないであろう。

マルクスは、『経済学批判』で、金の「鑄造価格」と「市場価格」のあいだの「矛盾」について興味深い洞察を行っている。すなわち、磨滅した金鑄貨は、金市場にもっていくと、額面どおりではなく、その実質重量で売買され、「金の市場価格はその鑄造価格以上に騰貴するであろう」（Kr.,S.102,訳140頁）というのである。そして、この金の「市場価格」が「鑄造価格」以上に騰貴することが多くなれば、やがて度量標準の変更にまでいきつくことを指摘している。「こうした金属実質以下に下落することが十分たくさんのソヴリン貨におよんで、金の市場価格がたえずその鑄造価格以上に騰貴するまでになると、鑄貨の計算名は同じままであるだろうが、しかもそれ以後はより少ない金量を指し示すことになるであろう。言い換えれば、貨幣の度量標準が変えられて、金はそれ以後はこの新しい度量標準にしたがって鑄造されるであろう。金は流通手段として観念化されることによって、反作用的に、価格の度量標準であった法定の比率をかえてしまうことになるだろう。同じ革命は一定の期間を経てまた繰

り返されるであろうが、そうなれば金は、価格の度量標準としての機能においても、流通手段としての機能においても、たえまない変動をこうむるわけであり、こうしてまえの形態での変動はのちの形態での変動をもたらし、またその逆は逆をもたらすであろう。」(Kr.,S.102, 訳 140~141頁)

マルクスは、上のような金の「鑄造価格」と「市場価格」の矛盾を、他面で「鑄貨としての金と価格の度量標準としての金とのあいだの矛盾」または「鑄貨としての金と一般的等価物としての金とのあいだの矛盾」と表現しており、ある意味で問題の所在を認識しているといつてよいが、ここでは「一般的等価物としての金」より「鑄貨としての金」の機能を重視して、象徴貨幣論を展開したのである。しかし、価値形態論を踏まえて展開される貨幣論では、「一般的等価物としての金」が貨幣の機能を果たすのであり、仮に「鑄貨としての金」を説くとしても、この「一般的等価物としての金」に規定されるものと考えなければならないであろう。もちろん、實際上、金の二つの「価格」の乖離は、そのまま放置されるわけにはいかず、金市場に政府が介入するか、度量標準を変更するかを選択を迫られるようになるのである。

このように、原理論の枠組みそのものも、個々の経済主体の利益最大化活動によって与えられるとみなされる。金のいわゆる市場価格にこそ、原理的規定の基盤があり、したがって長期的には磨滅鑄貨は磨滅したものとして評価されることになる。一般にいわれる「悪貨は良貨を駆逐する」というのは、一定の制度を固定したままで信頼できない貨幣をできるだけ速く使用し、実質純分をもつ貨幣は蓄蔵するという、個々の経済主体の行動を表している。しかし、長い期間をとれば、悪貨はしだいに流通力を低下して流通しなくなるから、逆に「良貨が悪貨を駆逐する」ともいえるのである。したがって、マルクスが「貨幣流通そのものが鑄貨の実質純分を名目純分から分離し、その金属定在をその機能的定在から分離する」というのは、実際上一時的にそういう傾向が生まれるとしても、それをおしとどめる反作用力もまた市場の論理からはたらいしているとみることができるのである。とすれば、上の仮定文の論理的帰結である「金属貨幣がその鑄貨機能で他の材料から成っている章標または象徴によって

象徴貨幣の論理について(竹内)

置き換えられるという可能性を、潜在的に含んでいる」というのは、マルクスの展開する議論からすれば、明らかに逸脱した見方であろう。磨滅鑄貨や悪鑄でさえ持続的に流通することに困難が伴うのに、いわんや単なる「章標または象徴」が流通する可能性はさらに低くなる。もちろん論理的には、まったく承認できない議論である。すなわち、マルクスの展開した貨幣論が、単に金属だから貨幣であるというのではなく、それ自身生成してくる論理を明瞭にして、貨幣の購買力の根拠を示しているところに、あらゆる貨幣論にたいして優位性をもっているとみうるとすれば、磨滅鑄貨流通の論理はこれまで展開してきた商品貨幣論としてのマルクスの議論をくつがえすことになる。ところが、このような磨滅鑄貨流通の論理は、そのまま補助鑄貨の流通、そして紙幣の流通へとつなげられていくのである。

補助鑄貨については、次のような説明が与えられている。

「銀製や銅製の章標の金属純分は、法律によって任意に規定されている。それらは、流通しているうちに金鑄貨よりももっと速く磨滅する。それゆえ、それらの鑄貨機能は事実上それらの重量にはかかわりのないものになる。すなわち、およそ価値というものにはかかわりのないものになる。金の鑄貨定在は完全にその価値実体から分離する。つまり、相対的に無価値なもの、紙券が、金に代わって鑄貨として機能することができる。(K., I, S.140, 訳〔1〕223～224頁)

ここで、マルクスが補助鑄貨の流通を問題にするのは、紙幣の流通を論じるためのようである。つまり、銀や銅でつくられた補助鑄貨の流通が、磨滅した金鑄貨が流通するという「現実」の「論理」をいっそう体現していると思われるのであろう。補助鑄貨は日常の小売などの小取引で頻繁に用いられているので、その磨滅する度合いも、とうぜん金鑄貨より大きい。したがって、その鑄貨としての役割を果たす素材としてはますますその「価値実体」から離れたものでよいというわけである。

しかし、ここでも、磨滅の激しい補助鑄貨が実質純分と関係なく、そのまま流通するといいうるのであろうか。自由鑄造制（自由溶解も含む）のもとでは、

補助鑄貨の原材料を購入して鑄造すれば（鑄造コストは国家が負担するものとする）、名目純分と実質純分の差を得ることができるが、反対に鑄貨を溶解すれば損失をもたらすことになる。個々の経済主体が利益最大化をめざすという商品経済的な行動様式をとるものとすれば、ここでも磨滅した補助鑄貨は、若干の誤差は別として、磨滅しただけの実質重量をもつものとして評価されるとみなしなければならない。もちろん、実際には名目と実質をただちに一致せしめるとはいえないが、すでに述べたように、個々の経済主体の行動を通して、確かに一致する方向に進んでいくであろう。原理論としては、この傾向をさしあたり純化して抽象するのである。

ただ、補助貨幣については、この自由鑄造制を廃止した制度で、一般的に補助貨幣の名目価格と実質価格の差は縮まらないようにもみえる。つまり現実の補助鑄貨は、金銀複本位制の場合の銀の地位とは異なって、はじめから原材料の価値と額面価値は乖離したままで、あるいは実質価値とはまったく関係なく流通しているのではないかということである。今日の日本の「補助貨幣」（この用語はかつての「貨幣法」上の名称であり、1987年以降「貨幣」とされた）は、使用されているうちに名目価値と実質価値がしだいにずれていったのではなく、最初から両者は乖離して流通しているとみられる。たとえば、現在日本で使われている硬貨は、銀、ニッケル、銅、アルミニウムの化合物が原料となっているが、それ自身の材料価格と額面価格は一致していない。もちろん、原材料の価格の方が額面価格以上となることは通常はない。しかし、このような実体から乖離した額面の「補助貨幣」が流通するのは、一つには銀行券との交換性によって支えられており、実際銀行券の一部を代替しているのである。したがって「補助貨幣」は、中央銀行の信用貨幣の一部を代替するのであるから、実質的な流通根拠は銀行券と同様になるであろう。この場合、銀行券の実質的な流通根拠というのは、金との交換性を指しているわけではなく、貸付－返済のメカニズムによる根拠を意味しているのであるが、「補助貨幣」の発行者は政府であるから、そこに若干の問題がある。すなわち、補助貨幣の実質コストと額面価格の差が大きくなりすぎたり、また補助貨幣の発行総額が大きく

象徴貨幣の論理について(竹内)

なりすぎると、そこには、国家紙幣の発行と同様の問題が生じることになる。

まず、造幣局でつくられた硬貨は、日銀の政府預金勘定として入金されるので、ここでは日銀が政府から硬貨を買い上げたことになる。この場合、政府造幣局は、日銀が取引する貨幣素材の業者である。この硬貨は、政府預金勘定とは別に、日銀と取引しているあらゆる銀行の預金の払出しの一部として出ていく。紙券の代わりに硬貨が用いられるのは、小売などの小取引に用いる部分について銀行券の発行コストや取扱コスト——銀行券はとくに小取引での磨損が激しいため、硬貨を使用する場合に比べてコストが高くなる——を硬貨で代替することによって節約できることがあげられよう。つまり、日銀が硬貨を使用することで、銀行券の発行コストを一部節約するわけである。だが、硬貨の発行および流通が、このような貨幣コストや取扱コストを節約する以上に、額面価格が製造コストより大きいとすれば、その部分は政府の利益となるのである。仮に政府が、一方で「補助貨幣」の発行を独占してこの部分を増やしていくことができるならば、政府は購買手段を自由に創造することができることになる。この場合には、硬貨の流通の根拠は、政府の硬貨発行の独占的権限ということになるが、このような硬貨が増えつづけると、インフレーションや偽造硬貨事件の多発などの貨幣的混乱による「制限」を受けるであろう。もっとも、硬貨の額面価格と原材料コストの差はそれほど大きくないし、硬貨の発行額は一定の枠内に押さえられるなど、制限が課されているのがふつうである。

このように、補助鑄貨ないし磨滅した補助鑄貨が流通しているという「現実」を、その補助鑄貨の流通根拠とすることはできないし、ましてそこから紙幣の流通を説くのは明らかに論理的にも現実的にも飛躍があるといわねばならない。「商品世界の共同事業」として形成される貨幣は、それ自体の商品性——他人のための使用価値——を離れて購買力をもちえない。言い換えれば、それ自身の使用価値以外に一般的購買力をもつといういわゆる「形式的使用価値」は、しばしば貨幣としての使用価値が前面に出て、自らの使用価値が背後に隠れてしまうのであるが、商品貨幣としてはその本来の使用価値をまったく離れては存在することはできないのである。自らの商品の交換性を特定の商品

の使用価値量で表現するという価値形態の論理が貨幣性を支えていることは、ここでも無にすることはできないのである。したがってその使用価値が磨滅した場合には、とうぜん評価が下がるとみなさなければならないわけである。

さて、以上のような磨滅貨幣流通という「現実」の論理によって、紙券が金に代わって登場する段まで展開されたのであるが、その場合マルクスによれば、紙券は無制限に流通するのではなく、労働実体の裏付けをもつ商品価格総額を反映する金からの規制を受けるという。貨幣数量説などの名目説を批判するマルクスとしては、労働価値説の立場から、紙券発行の根拠や制限を述べておく必要があったのであろう。だが、その展開にも問題が多い。このいわゆる紙幣流通の独自の法則をみてみよう。

2 いわゆる紙幣流通の独自の法則

マルクスのいわゆる紙幣流通の独自の法則は次のように規定されている。

「1ポンド・スターリングなどの貨幣名の印刷されてある紙券が、国家によって外から流通過程に投げ込まれる。それが現実に同名の金の額に代わって流通するかぎり、その運動にはただ貨幣流通そのものの諸法則が反映するだけである。紙幣流通の独自の法則は、ただ金に対する紙幣の代表関係から生じうるだけである。そして、この法則は簡単に言えば、紙幣の発行は、紙幣によって象徴的に表される金（または銀）が現実に流通しなければならないであろう量に制限されるべきである、というのである。ところで、流通部面が吸収しうる金量は、たしかにある平均水準の上下に絶えず動揺している。とはいえ、与えられた一国における流通手段の量は、経験的に確認される一定の最小限より下にはけっして下がらない。この最小量が絶えずその成分を取り替えるということ、すなわち、つねに違った金片から成っているということは、もちろん、この最小量の大きさを少しも変えはしないし、それが流通部面を絶えず駆けまわっているということを少しも変えはしない。それだからこそ、この最小量は紙製の象徴によって置き換えられることができるのである。これに反して、もし今日すべての流通水路がその貨幣吸収能力の最大限度まで紙幣で満たされてし

象徴貨幣の論理について(竹内)

まうならば、これらの水路は、商品流通の変動のために明日はあふれてしまうかもしれない。およそ限度というものがなくなってしまうのである。しかし、紙幣がその限度、すなわち流通しうるのであると同じ名称の金鑄貨の量を超えても、それは、一般的な信用崩壊の危険は別として、商品世界のなかでは、やはり、この世界の内在的な諸法則によって規定されている金量、つまりちょうど代表されうるだけの金量を表しているのである。紙券の量が、たとえば1オンスずつの金のかわりに2オンスずつの金を表わすとすれば、事実上、たとえば1ポンド・スターリングは、たとえば4分の1オンスの金のかわりに8分の1の金の貨幣名となる。結果は、ちょうど価格の尺度としての金の機能が変えられたようなものである。したがって、以前は1ポンドという価格で表されていたのと同じ価値が、いまでは2ポンドという価格で表されることになるのである。」(K., I, S.141~142, 訳〔1〕225~226頁)

廢滅金鑄貨の流通から紙幣の流通を論じたマルクスは、ここで紙幣の流通が無制限に流通するのではなく、金貨幣の流通から規制を受けるものとして論じている。すなわち紙幣の流通は「金が現実に通流しなければならぬであろう量」に限定されるというのである。これがインフレーション論で用いられることの多いいわゆる流通必要金量という概念である。それがインフレ論に適用されることの問題点は、ここではひとまずおくとしても、一見通俗的に(数量説的に)理解されやすいために、かえって難解な概念になっているといえよう。この流通必要金量を導くのは「貨幣流通の法則」であるが、まずこの法則についてみておこう。

「貨幣流通の法則」は、すでに第3節の鑄貨論の前の第2節「流通手段」の「b 貨幣の流通」の項で展開されている。それによると、流通手段として機能する貨幣量は、諸商品の価格総額と流通速度によって規定される。すなわち、ある与えられた期間において、諸商品の価格総額/同名の貨幣片の流通回数=流通手段として機能する貨幣の量となり、この等式の左辺が右辺を規定するというものである。ここからマルクスは、この貨幣流通法則とは逆に、商品価格は流通手段の量によって規定されるとする貨幣数量説の批判を行っている。こ

ここで貨幣数量説というのは、『経済学批判』でマルクスがかなり立ち入った批判を行っているヒュームやリカードウ、それに通貨学派の学説である。マルクスの批判は次のとおりである。「……商品価格は流通手段の量によって規定され、流通手段の量はまた一国に存在する貨幣材料の量によって規定される、という幻想は、その最初の代表者たちにあっては、商品は価格をもたずに流過程にはいり、また貨幣は価値をもたずに流過程にはいつてきて、そこで雑多な商品群の可除部分と金属の山の可除部分とが交換されるのだ、というばかげた仮説に根ざしているのである。」(K., I, S.137~138 [1] 217頁)

だが、このようなマルクスの批判にもかかわらず、上の等式はマルクスのように左辺が右辺を規定するとも、あるいは逆に貨幣数量説論者がいうように右辺が左辺を規定するともいえないように思われる。というのは、まず第一に、この等式がどのような次元でつくられているかが問題となる。事前的な次元なのか、事後的な次元なのか。マルクスはこの等式を展開するところでは、「実現されるべき」商品価格総額と「実現した」貨幣量とを対比しているが、貨幣量を問題にする以上、前者も「実現された」価格総額でなければならないであろう。マルクスの貨幣論が必ずしも彼自身が展開した価値形態論の成果を踏まえていないというのは前にも述べたことであるが、ここでも、価値表現と実現のズレを捨象しているのである。たとえば、次のように述べられている。「……商品世界の流過程のために必要な流通手段の量は、すでに諸商品の価格総額によって規定されている。じっさい、貨幣は、ただ、諸商品の価格総額ですでに観念的に表されている金総額を実在的に表わすだけである。したがって、これらの二つの総額が等しいということは自明である。」(K., I, S.131, 訳[1] 208頁)。しかし、この貨幣の商品にたいする優位性は、貨幣論の第一の前提となるわけであるから、とうぜんここでも重要な規定である。したがって、貨幣量と対応する商品価格を問題にするならば、「実現された」商品の価格総額を指したものと考えなければならないであろう。そうでないならば、売れ残った商品など、貨幣に実現されない部分も含めることになり、その部分は貨幣量に対応しないことになるからである。さて、もう一方の「実現した」貨幣量

象徴貨幣の論理について(竹内)

については、「流通手段として機能する貨幣の量」と表現されているのであるが、しかし、はたしてこれはストックとしての貨幣（いわゆる鑄貨準備金だけでなく蓄蔵貨幣も含む）を含んでいるのであろうか。「流通手段として機能する」というのを、文字通り受け取れば、たまたま機能した貨幣部分だけを指すようにもみえるが、それではわざわざ流通速度を問題にする意味がなくなる。したがって、貨幣のストック部分を含めて、商品価格総額を実現する貨幣量とみなさざるをえない（一定期間に一度も流通手段としての機能を果たさなかった『蓄蔵貨幣』は平均回数を下げるものとして処理するしかない）。流通速度については、すぐ後で考察するとして、ここでは、結局左辺の商品価格総額と右辺の貨幣量との対応関係は、事後的な次元で捉えられたものと解すほかなく、したがって貨幣量についても「必要」かどうかは問題にならず、「実現した」貨幣量とみなさなければならない。そうすると、この等式は、ちょうど実現された商品価格総額とそれを実現した貨幣量とが等置されているにすぎず、左辺と右辺がいっしょに対応関係にあるという恒等式とみなされるのである。⁽⁵⁾

また、流通速度という概念についても、これを計測することの困難性は問わないにしても、商品側から考察される商品変態の速度と捉えるより、貨幣側から貨幣所有者の購買動機に則して考えなければならない。したがって右辺に流通回数を置いたほうがよいともいえる。⁽⁶⁾

大きな難問は、支払手段としての貨幣の機能を考慮することである。「……与えられた一期間に流通する貨幣の総額を見れば、それは、流通手段および支払手段の流通速度が与えられていれば、実現されるべき商品価格の総額に、満期になった諸支払の総額を加え、そこから相殺される諸支払を引き、最後に、同じ貨幣片が流通手段の機能と支払手段の機能とを交互に果たす回数だけの流通額を引いたものに等しい。」(K., I, S.153, 訳〔1〕244頁)

信用貨幣の流通とともに、金貨幣はまったく出勤せずに取引の決済が行なわれることが増えてくるが、このことは商品価格総額と金貨幣量との関係を直接に因果関係をもつものと考えることができなくなることを意味する。商品価格総額の実現に、金貨幣が関わらない場合が出てくるのであるから、支払手段の

流通速度という概念も、何ら意味をなさなくなるのではあるまいか。つまり、信用貨幣それ自身で自律的な運動をするようになり、金と信用貨幣との量関係が理論的にただちに相関関係にあるものとはみなされなくなるからである。そこでは、「貨幣」の範囲は広がり、流通速度も「貨幣」の定義しだいで異なる数値になる。この点からも、金貨幣を「貨幣」とする等式の左辺と右辺について、規定・被規定関係を考察することにあまり重要な意味を見いだせない。

このように恒等式としか捉えられないものを、マルクスのように、左辺が右辺を規定する、すなわち商品価格総額といういわば社会的実体が貨幣量を規定するというのは、あたかもそこに社会的再生産による規制力を想定して、流通貨幣量を規定するようなものである。実際、マルクスの貨幣の流通手段としての規定は、社会的物質代謝の媒介手段という意味をもたされていた。しかし、貨幣量と社会的再生産過程との関係は、とうぜんこの貨幣論では明らかにすることはできない。信用論を踏まえた景気循環過程の分析のなかで、具体的にその社会的再生産にたいする規定・被規定関係を論じることができるのである。したがってまた、そこではじめて資本の蓄積と信用貨幣ならびに金貨幣の関係が明確になるといえよう。

さて、以上のような問題をはらんだ貨幣流通の法則によって、あらかじめ確定された価格総額なるものを、金貨が現実に通流しなければならない量として措定しておいて、その部分だけ紙幣が代理することができるというのがここで文脈である。紙幣の発行額がその流通必要量を超えると、紙幣の同一の貨幣名が表わす量が低下すると考えられている。紙幣流通の独自の法則は、こうして流通必要量という基準を間に置いて、インフレーション理論の論拠とされるのである。しかし、最初に展開された論理が磨減金鑄貨の流通から紙幣の流通へと思考を進めてきたのに対し、ここで改めて金の量を反映する紙幣流通を説くというのも奇妙である。というのは、磨減金鑄貨が完全な金鑄貨として流通するということは、金の実質的な重量とは無関係に貨幣の流通手段機能がはたされるということの意味しており、そこから紙幣が無制限に通流するといった方が(論理ではなく、主張が)一貫するからである。だが、以上みてき

象徴貨幣の論理について(竹内)

たように、マルクスはやや強引ともみえる仕方では、紙幣を金に結びつけているのである。

ところで、紙幣の発行ないし投入はいったい誰がどのようにして行なうのであろうか。マルクスは「国家によって外から流過程に投げこまれる」と述べているが、この想定はフリードマンのいわゆるヘリコプターによる貨幣散布論⁽⁷⁾を思い起こさせるものである。つまり、商品経済の内部ではなく、外部から貨幣を注入するという方法である。ここで商品経済の論理からはみだすことの問題はさしあたり問わないとしても、この流過程の外からの投入が想像上の流通必要量とつきあわされること自体、疑問を禁じえないものである。というのは、現実には貨幣がまったく流通していない生産物どうしの交換を想定し、ただ価格総額を表わす想像上の量を紙幣が代替するとみなすことになるからである。ところが、既述のように、商品経済はその内部から貨幣と商品の分裂、両者の交換（貨幣による商品の購買）という機構を生み出していくことを明らかにしたことが、経済学に対するマルクスの極めて重要な貢献であった。その論理展開を踏まえれば、流通の外部から紙幣が投入されるということは、仮にそのようなことが行われるとしても、投入された紙幣すべてがいわゆる「流通必要量」を越えていることを意味する。それだから紙幣は流通の外部から無理やり投げ込まれるのであり、それらはいかなればすべてインフレ要因なのである。紙幣を金量の代表とみなすのも、その紙幣が表わす名目額にいわば観念的に要求されることであっても、けっして単に紙幣が金の代わりに流通していると捉えられるわけではない。そこには、紙幣それ自身の流通根拠が必要なのであり、それをどのように説くかが問題なのである。

マルクスは、上のような紙幣流通の独自の法則を展開したあとに、改めて「なぜ金はそれ自身の単なる無価値な章標によって代理されることができるのか」と問い、自ら次のように答えている。

「……金がそのように代理されることができるのは、それがただ鑄貨または流通手段としてのみ機能するものとして孤立化または独立化されるかぎりでのことである。ところで、この機能の独立化は、磨滅した金貨がひきつづき流通

するということのうちに現われるとはいえ、たしかにそれは一つ一つの金鑄貨について行なわれるのではない。金貨が単なる鑄貨または流通手段であるのは、ただそれが現実に通している間だけのことである。しかし、一つ一つの金鑄貨にあてはまらないことが、紙幣によって代理されることができる最小量の金にあてはまるのである。この最小量の金は、つねに流通部に住んでいて、ひきつづき流通手段として機能し、したがってただこの機能の担い手としてのみ継続的な相互変換を表しているだけであり、これらの過程では商品にたいしてその価値態が相対したかと思えば、それはまたすぐに消えてしまうのである。商品の交換価値の独立的表示は、ここではただ瞬間的な契機でしかない。それは、またすぐに他の商品にとって代わられる。それだから、貨幣を絶えず一つの手から別の手に遠ざけて行く過程では、貨幣の単に象徴的な存在でも十分なのである。いわば、貨幣の機能的定在が貨幣の物質的定在を吸収するのである。商品価格の瞬間的に客体化された反射としては、貨幣はただそれ自身の章標として機能するだけであるから、章標によって代理することができるのである。しかし、貨幣の章標はそれ自身の客観的に社会的な有効性を必要とするのであって、これを紙製の象徴は強制通用力によって与えられるのである。」(K., I, S.142~143, 訳〔1〕227~228頁)

ここでは、要するに「無価値な章標」である紙幣の流通根拠は、「流通手段としての機能が孤立化または独立化」であるといわれている。しかも、その機能の独立化は「一つ一つの金鑄貨についてあてはまるのではな」く、「紙幣によって代理されることができる最小量の金にあてはまる」というのである。しかし、繰り返し述べてきたように、貨幣はそれ自体商品として他人のための使用価値をもっていることを前提として、他の商品所有者が自らの商品価値を貨幣となるべき特定の商品の使用価値量で表現するから、逆に表現された特定の商品が貨幣として一般的な「直接的交換可能性」をもつのであって、そのような形態的な回り道は、たとえ機構が形成されたあとでも避けてとおることはできない。W-G-WのなかのGというのは、G-Wという貨幣による商品の購買がつなぎあわされてできる社会的結果を、最初の商品所有者の側からみた

象徴貨幣の論理について(竹内)

Gの役割にすぎない。W-G-Wという社会的結果は、個々のG-Wを抜きにしてはありえないのである。このGに対して、いわゆる「電気火花のような実在性」(Kr.S.107, 訳147頁)というのは、貨幣の流通手段としての機能が一瞬のうちに果たされることを形容するものであるが(=「商品の単に一時的な貨幣存在」)、けっしてGが何でもよいことにはならない。商品所有者の側からは、つねに買う力をもつものとして、現れなければならないのである。

ただ、「流通手段の独立化」という論拠が、個々の経済主体のある「心理状態」を表しているとしたらどうであろうか。たとえば、ある商品所有者が、他の者が受け取るであろうという予測のもとに、「貨幣」として差し出されたものを自らの商品と交換に受け取ることはありうることである。つまり、あるモノが「一般的に信認されている」ことを背景に、次に自分が購買すべき商品所有者が受け取ってくれるだろうという楽観的な期待をして、実際にそれを実現するという事態である。ここでは、貨幣それ自身の実質的な流通根拠は問題にならずに、他の者が受け取るであろうという心理が支配的になることである。これは、なぜあるモノが「一般的に信認されるのか」と問われれば「一般的に信認されているから」としか、答えようのない一種の循環論法的な事態を意味するが、とうぜん現実には起こりうることである。証券投機の説明で用いられるケインズのいわゆる美人投票——自分が美人と思う人でなく、他の投票者が美人として選びそうな人に投票するというもの——に類したことが、単なる売買にも起こりうるのである。しかし、商品貨幣にあっては、「貨幣性」=「形式的使用価値」が前面にでること自体が、実質的な流通根拠によって支えられている。この前提がくずれて貨幣の額面での受取りが途絶えると、個々の売買当事者は、逆にこの貨幣は他の者が額面では受け取らないであろうという予測をするようになる。要するに、このような個々の経済主体の循環論法的な観念ないし心理は、それ自身では成立しないロジックなのである(もちろん、実質的使用価値を根拠にしつつ循環論法的な事態が生じうることを指摘するのは、市場の状況をより詳しく描写することになり、意義をもつことになるが)。

結局、紙幣の購買力の根拠は、「流通手段としての機能の独立化」という論

点を主軸にしては与えられないといえよう。マルクス自身も、磨減金鑄貨の流通、紙幣流通の独自の法則、そしてこの「流通手段としての機能の独立化」を語ってきて、「貨幣を絶えず一つの手から別の手に遠ざけて行く過程では、貨幣の単に象徴的な存在でも十分」であり「貨幣の機能的定在が貨幣の物質的定在を吸収する」と述べた後でも、なお「貨幣の章標はそれ自身の客観的に社会的な有効性」をもつ強制通用力が必要だと述べている。この部分を読むと、マルクス自らも、これまで取り上げてきた論拠では不十分とみなしているようにもみえる。この「強制通用力」という論点は、市場の論理をはみ出すため、説明上厄介なものである。論理的には、これによって流通するとも流通しないともいえないものであり、具体的な状況によって考察するしかないのであるが、重要な論点なので、この点について言及しておこう。

ここで想定される国家紙幣は、政府の対民間支払や決済の手段として発行されるものであり、さしあたり信用関係の中で発行される中央銀行券と区別しておかなければならない。不換銀行券については、不換の国家紙幣と同じ性質をもつとみる考えもあるが、直接に政府が購買手段ないし支払手段として使用するために発行するものを国家紙幣と名付けておこう。これにたいして、中央銀行券と呼ぶ場合は、兌換であれ不換であれ、中央銀行が貸出のさいに、あるいは預金設定による貸出のうちの一部払い戻し部分として、発行するものを指すことにする。さて、この国家紙幣で歴史上有名なものは、フランス革命時のアッシニア紙幣、南北戦争時のグリーン・バック、明治維新政府の太政官札等である。もちろん、政府の発行する紙幣だからといって、必ずしも流通するとはかぎらない。否、実際には、これらは政府の財政難を救う最後の処置として登場し、その増発によって激しいインフレーションを呼び起こして、やがて流通しなくなるという運命を辿っているのである。流通手段としての一瞬の機能にすぎないといっても、単なる象徴としてどんなものでも額面どおり受け取られるわけではない。貨幣としては、購買力をもつ実質的な根拠が必要なのである。ところで、その紙幣の購買力の根拠は、さしあたり商品経済的な根拠をもっていないのであるから、政府の権力と考えねばならない。受け取る側の根拠は、

象徴貨幣の論理について(竹内)

税金の支払に使用できる部分を除いては、罰則に対する恐怖か、他の人が受け取るであろうという不安定な予測になるであろう。そして、発行する政府と受け取る側の交換は、実質的には政府による財の収奪を意味するのである。

ところで、強制通用力とは具体的に何を意味しているのでしょうか。それは、いわゆる法貨 Legal tender として、法定支払手段規定を与えられることを指しており、債権債務の決済手段として法的な通用力の認定を受けるのであるが、その強制の仕方については、時代、国によって様々である。たとえば、単に民事訴訟結審後の支払いや税金の支払いの手段として指定される程度のものから、その紙幣での受取りすべてに、重い罰則規定（たとえば受けとらない者に禁固刑や懲役を科する）が設けられる場合もある。ただ現実的には、交換という商品経済的な行為に対して、外から強制を加えることはあまり功を奏さないようである。たとえば、「強制通用力」が与えられている不換銀行券をみても、その購買力が安定している国では、ある意味で強制力が必要ないのに対し、逆にインフレの甚だしい国では、いくら強制しても、額面での流通は困難である。最近話題になっている旧日本軍の軍票などは、その赤裸々な暴力による通用強制が行われたケースであるが、その強制にもかかわらず、一部の地域でしか流通せず、しかも激しいインフレに見舞われたようである。こうしてみると、「強制通用力」は、確かに流通させる一つの根拠ではあるが、貨幣というすぐれて商品経済的な機構に対して、有効なそして持続的な根拠にはなりそうにない。文字通り、紙幣を流通にねじ込むと、減価という形態の反作用にあうのである。なぜそうなるかという点、個々の経済主体が、自らの象徴幻想や罰則にたいする恐怖を乗り越えて、損失を受け続けることなく、他の外国の安定した貨幣や保存性のある商品などを貨幣として選択するからである。もちろん、実際の紙幣の流通は、前者の幻想や強制による行動と後者のような経済人としての行動の間で、様々に揺れ動いて現われるであろう。それだからその時々の実分析は、原理論的考察だけでなく、制度、慣習、政治状況などを考慮に入れなければならないのである。ただ、現実を説明するための第1次的な接近として、商品経済的な規制力が交換という行為にはたらいっていることを示す意義は

十分あると思うのである。

以上みてきたように、象徴貨幣の購買力の根拠としてマルクスがあげた論点、すなわち磨減金鑄貨の流通、紙幣流通の独自法則、そして流通手段としての機能の独立化と強制通用力という論点は、いずれも説得的なものではない。何よりも、マルクス自身が創始した価値形態論による商品貨幣論の論理と矛盾するのではないだろうか。

IV 小括

マルクスの象徴貨幣論は、流通手段機能をそれ自体独立的なものとして扱っている第二節「流通手段」論の問題点をそれぞれ象徴的に反映して成立しているように思われる。それは、貨幣をもっぱら流通媒介物として把握する古典派の理解に近似してさえもいる。商品と貨幣が等しく労働実体を対象化していることを前提に、いわゆる等価交換を想定して $W-G-W$ を考察すれば、 G は単なる媒介手段になってしまう。そこから、紙幣は流通したであろう金属の量に対比されるわけである。スミスは、マルクスのあげる国家紙幣ではないが、銀行券の流通について、紙幣流通の独自法則に類似した議論を展開していた。

「ある国でたやすく流通しうるあらゆる種類の紙幣の総額は、それが代位する金・銀の価値、いいかえれば、(商取引は同一と仮定して) かりに紙幣が全然ないばあいにそこに流通するであろう金・銀の価値をけってこえることができない。」(Smith[1789] p. 283, 訳278頁)

ここでは紙券の流通量は、直接に金銀の価値量に対比され、その価値量に直接に規定されるかのように論じられている。既述のとおり、紙券が国家紙幣か銀行券かによってその運動において重大な相違となるが、いずれにせよ紙券と金銀の量が直接に対比されることには疑問なしとはいえない。もっとも、スミスには、周知のように他方で信用流通の独自性の一端を「真正手形の流通」ないし還流理論としてつかまえる視点もあったが、一方で、上の引用文のように紙券の量を「その国に流通したであろう金銀」の量に解消したのである。スミ

象徴貨幣の論理について(竹内)

スを継承したリカードウは、金銀の価値は、他のすべての商品と同様に、労働量によって決まるとしながら、貨幣の価値は、その貨幣の数量によって規定されるという説を唱えた。リカードウは、紙幣と銀行券を明瞭には区別していないが、銀行券について「……仮に銀行がまったく存在しなかった場合に流通するであろう鑄貨の価値よりもっと多くの銀行券を、同行は決して発行することができない……」(Ricardo[1811] p. 57, 訳71頁)と述べ、流通必要金量に応じた銀行券の流通を語っているのである。リカードウの場合、商品価値とは異なる貨幣の価値について、金も磨減鑄貨も銀行券も同様の論理で処理しているのに対して、マルクスは、金貨幣については流通手段規定のあとで蓄蔵貨幣や世界貨幣などを論じており、けっして金貨幣について流通媒介物としての性格のみを強調しているわけではない。しかし、これまで検討してきたように、「流通手段機能の独立化」が可能であると考えることによって、スミスやリカードウと同様の難点をもったといえよう。

マルクス貨幣論の意義は、単なるメタリズムにあるのではない(単なるメタリズムはノミナリズムと表裏の関係にある)。貨幣としての一般的購買力の論理的根拠を、価値形態の展開において明らかにしたことが大きな意義をもつのである。すなわち、二商品の交換関係から購買力の根拠を見だし、それがいかにして一般的な購買力に転化するかということを明確にする視点をもっていた。そこには、まず商品性を獲得する「他人のための使用価値」であるという、直接的な有用性をもつことが第一の論拠となる。その点は、購買性や「媒介的性質」——その商品が直接に必要なではないが、必要な商品を手に入れるために価値表現の対象として選ばれるという媒介性——が「追加的使用価値」として加わったとしても、けっして落とせないことである。金貨幣としても、まったく直接的な有用性なくしては、貨幣としての「追加的使用価値」を持ちえないのである。この点はずせば、貨幣の説明は論理的な循環論ないし堂々巡りになってしまう。この意味で、紙券は、購買力の根拠の出発点となる、それ自身の商品性をもたないのであり、商品経済的な根拠をもつ貨幣とはなりえないのである。この場合、紙券が金と交換されうるとしても、それだけでその流通性

が実質的に確保されるわけではない。兌換紙幣であっても、実質的な流通根拠をもたない場合は、ただちに兌換されることになるからである。紙券が流通するにはそれ自身で実質的に独自の流通根拠をもたなければならないのである。紙券が額面どおり流通するには、金との交換性のほかに根拠が必要であり、それが貸付－返済という信用関係の内容の中にあるというのが筆者の見方である。手形や銀行券などの「紙券」は、信用貨幣として、商品経済的に独自の流通根拠をもっていることで、国家紙幣と区別されると思うのである。商品貨幣の研究では、それだけを独立に考察するのではなく、国家紙幣や信用貨幣を視野に入れて検討されることが必要であろう。様々な起源ないし根拠をもつ貨幣の対比的な研究については、別の機会にはたしたいと思う。

注

- 1 ポランニーの象徴貨幣論については、さしあたり [1957] 第3章「貨幣使用の意味論」[1977] 第9章「貨幣の対象物と貨幣の用法」を参照。
- 2 岩井 [1993] では、「貨幣が貨幣であるのは、それが貨幣であるからなのである」(64頁) という循環論法こそが貨幣を説明するものとしているのだが、とくにマルクス価値形態論における拡大された価値形態と一般的な価値形態とのあいだの「循環論法」と、本文で検討した鑄貨論における磨滅鑄貨の流通や流通手段の孤立化という論点をとりあげている。
- 3 たとえば、宇野 [1962] IVの1「価値論の論証について」2「価値形態論と価値実体論」などを参照。
- 4 マルクス鑄貨論の問題をはじめて本格的に追求したのは山口 [1984] (元の論文は1963年発表) である。山口は、マルクス貨幣論の流通手段規定が価値形態の論理を十分生かしていないことを指摘し、人間労働の外皮として把握する価値尺度規定や貨幣の運動を流過程の単なる仮象とする見方が貨幣の象徴化論を生み出したことを明らかにした。このことをマルクスの論点に沿って綿密に検証している。本稿はこの山口説に依拠して考察を行ったものであるが、国家紙幣の流通や世界市場について異なる取扱いをした。強制通用力ないし立法の力に関しては、無条件でその通用力を認めることになっているのは疑問が残る。これに対して、日高説 [1994] は、鑄貨の象徴性を支えるものは「制度的保証」であるとした。磨滅鑄貨の流通根拠は、いつでも完全な金貨に交換してもらえるという「制度的保証」であり、この点で紙券の場合も、完全な金鑄貨または地金と交換できると

象徴貨幣の論理について(竹内)

いう「制度的保証」によって流通するという。なるほど「制度的保証」は貨幣の一つの流通根拠になるかもしれないが、しかし、「制度的保証」があればそれで十分な根拠になるのかどうか。それ自身で実質的な流通根拠（商品貨幣ならば商品性、信用貨幣ならば将来の支払への信用性など）をもたない場合は、有効な根拠にならないのではなからうか。実際に最軽量目を割る磨減铸貨について「制度的保証」をすることは、政府が磨減部分を負担することになる。この政府の継続的な負担によって磨減铸貨の流通が可能になるといえるが、磨減範囲が大きい場合は財政的負担は大きなものとなる。さらに、金と交換できる国家紙幣の場合、兌換の負担をすることは政府には困難であろう。紙券が実質的に商品経済的な根拠をもたない場合は、ただちに金に交換されてしまう可能性があるからである。藩札のように、兌換をうたいながらも実質的に不換に近いもののように、権力的に受け取らせる以外にないだろう。「制度的保証」という流通根拠は、以上のような問題を含んでいると思われる。

- 5 山口 [1984] 230～231頁, [1985] 41頁。馬渡 [1980] 52頁。
- 6 馬渡 [1980] 49頁。日高 [1994] 103～104頁。
- 7 Friedman [1969] p. 4～7 [1992] 訳 48～58頁。
- 8 最近、従軍慰安婦などの補償問題とともに、軍票による旧日本軍の物資収奪の補償も問題になってきている。その全容は十分に明らかになったとはいえないが、たとえば、小林 [1993]、高木他編 [1993] でも、その一端がうかがえる。

文献

- 岩井克人 [1993] 『貨幣論』筑摩書房
宇野弘蔵 [1962] 『経済学方法論』東京大学出版会
小林英夫 [1993] 『日本軍政下のアジア』岩波書店
高木健一、小林英夫他編 [1993] 『香港軍票と戦後補償』明石書店
日高普 [1994] 『マルクスの夢の行方』青土社
馬渡尚憲 [1980] 「インフレーション理論要綱」『金融経済』第184号
山口重克 [1984] 『金融機構の理論』東京大学出版会
吉沢英成 [1982] 『貨幣と象徴』日本経済新聞社
A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. Cannan. 6th edition. 1950. 『諸国民の富』(2)大内兵衛他訳、岩波書店
D. Ricardo, *The High Price of Bullion*, 4th edition, 1810-11. *The Works*, Vol. III, Edited by Sraffa, 1951. 『金の高い価格』末永茂喜訳、全集Ⅲ、雄松堂書店
K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, Dietz Verlag, 1964. 『資本論』岡崎次郎訳、大月書店引用は (K., I, S. 217, 訳1156頁) と略す。

- K. Marx, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Dietz Verlag, 1961. 『経済学批判』大内力他訳, 岩波書店。引用は, (Kr., S. 167, 訳224頁) と略す。
- K. Polanyi [1957] *The Semantics of Money-Uses, Explorations*. 「貨幣使用の意味論」吉沢英成訳, 玉野井芳郎他編訳『経済の文明史』日本経済新聞社
- K. Polanyi [1977] *The livelihood of man* 『人間の経済』玉野井芳郎他訳, 岩波書店
- M. Friedman [1969] *The Optimum Quantity of Money and Other Essays*